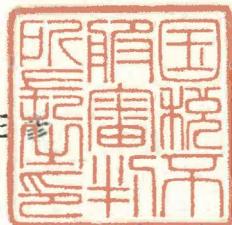


裁 決 書

東裁(所)令5第106号

令和6年5月20日

国税不服審判所長 清野 正義



審査請求人

住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
原処分庁 [REDACTED]
原 処 分 令和5年7月28日付でされた令和4年分の所得税及び復興特別所得税に係る無申告加算税の賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求を棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事業の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、所得税等の期限後申告書を提出したことから、原処分庁が、無申告加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、期限内申告書の提出がなかったのは、国税電子申告・納税システムの不具合に起因するものであるから、正当な理由があると認められる場合に該当するなど

として、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令

イ 国税通則法（令和4年法律第4号による改正前のもの。以下「通則法」という。）第66条《無申告加算税》第1項本文及び同項第1号は、期限後申告書の提出があった場合には、当該納税者に対し、その申告に基づき納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する旨規定し、同項ただし書は、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、無申告加算税を課さない旨規定している。

また、通則法第66条第6項は、期限後申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、上記の納付すべき税額に係る同条第1項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする旨規定している。

ロ 通則法第66条第7項は、同条第1項の規定は、期限後申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、法定申告期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない旨規定している。

ハ 国税通則法施行令（令和4年政令第147号による改正前のもの）第27条の2《期限内申告書を提出する意思等があったと認められる場合》第1項は、通則法第66条第7項に規定する期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合は、①同項に規定する期限後申告書の提出があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、当該期限後申告書に係る国税の属する税目について、同条第1項第1号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であって、同条第7項の規定を受けていないとき（第1号）、②上記①に規定する期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限（当該期限後申告書に係る納付について、通則法第34条の2《口座振替納付に係る通知等》第1項に規定する依頼を税務署長が受けていた場合には、当該期限

後申告書を提出した日)までに納付されていた場合(第2号)のいずれにも該当する場合とする旨規定している。

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条《電子情報処理組織による申請等》第1項は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる旨規定し、同条第3項は、同条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「受付ファイル」という。)への記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす旨規定している。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 国税庁が提供する確定申告書のデータ作成及び送信サービスの概要について

(イ) 納税者は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告書データ(以下「申告データ」という。)を作成することができ、作成した申告データを国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」という。)を利用して送信することで、税務署長に確定申告書を提出することができる(以下、e-Taxを利用する納税者を「利用者」という。)。

(ロ) 上記(イ)の送信が完了した場合、利用者に対し、e-Taxの受付システムから即时に送信結果が通知(以下「即时通知」という。)される。なお、即时通知には、受付日時、受付番号、利用者識別番号及び受付ファイル名が表示されるところ、申告データが正常に受信できなかった場合にはその旨が表示される。

(ハ) 上記(ロ)の即时通知がされた後、利用者ごとに用意されるメッセージボックスに、申告データについての審査結果(以下「受信通知」という。)が格納される。なお、受信通知には、受付日時、受付番号、提出先、利用者識別番号、氏名又は名称、年分、種目、所得金額及び納める税金の額等が表示される。

口 国税庁が提供する電子納税サービスの概要について

(イ) 申告データを送信している場合

利用者が納税額のある申告データを送信している場合、受信通知とは別に「納付区分番号通知」が利用者のメッセージボックスに格納され、インターネットバンキングやクレジットカードなど利用可能な納付方法が表示される。

(ロ) 申告データを送信していない場合

利用者が申告データを送信していない場合、利用者がe-Taxにより納付情報のデータを新規に作成し、当該データを送信することで、「納付区分番号通知」が利用者のメッセージボックスに格納され、インターネットバンキングやクレジットカードなど利用可能な納付方法が表示される。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、令和5年3月4日、令和4年分の所得税等の確定申告に係る納付情報のデータ（以下「本件納付情報データ」という。）を作成し、e-Taxにより本件納付情報データを送信するとともに、令和4年分の所得税等として [] をクレジットカードにより納付した。

ロ 原処分庁所属の職員は、令和5年6月14日、請求人に連絡し、上記イの納付の理由等について問い合わせるとともに、令和4年分の所得税等の確定申告書の提出が確認できない旨伝えたところ、請求人は、同日、総所得金額を [] （内訳、不動産所得の金額 [] 、給与所得の金額 [] 、雑所得の金額 [] ）及び所得税等の納付すべき税額を [] とする令和4年分の所得税等の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）のデータ（以下「本件申告データ」という。）をe-Taxで送信することにより申告した。

なお、本件申告データの送信による本件確定申告書の提出は、所得税等についての調査があつたことにより決定があるべきことを予知してされたものではなく、かつ、所得税等についての調査通知がある前に行われたものに該当する。

ハ 原処分庁は、令和5年7月28日付で、請求人に対し、通則法第66条第1項及び同条第6項の規定に基づき、無申告加算税の額を [] とする賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）をした。

ニ 請求人は、本件賦課決定処分に不服があるとして、令和5年8月7日に審査請求をした。

2 争点

(1) 期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か（争点1）。

(2) 請求人の本件確定申告書の提出について、通則法第66条第7項の規定が適用されるか否か（争点2）。

3 争点についての主張

(1) 争点1（期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か。）について

請求人	原処分庁
期限内申告書の提出がなかったのは、国税庁のシステムを活用して令和4年分の所得税等の確定申告に係る申告データを作成し、送信して、令和5年3月4日に当該申告データに係る納付が正常に完了したにもかかわらず、①申告データの送信が完了していないこと、②申告データの送信が完了していないくとも納付できる仕組みとなっていること、③納付が申告データや申告者にひもづいていないことといったe-Taxのシステム上の不具合が原因であり、これらは、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当する。	期限内申告書の提出がなかったのは、請求人が、令和4年分の所得税等の確定申告に係る申告データを送信していないにもかかわらず、法定申告期限内に適正に送信されたと誤認していたことが原因であり、このことは請求人自身の主観的な事情にほかならないから、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」には該当しない。

(2) 争点2（請求人の本件確定申告書の提出について、通則法第66条第7項の規定が適用されるか否か。）について

請求人	原処分庁
請求人は、誠実な納税者として、上記(1)の「請求人」欄のとおり申告処理を	請求人による本件確定申告書の提出は、法定申告期限から1月を経過するま

請求人	原処分庁
<p>行っており、所定の納税額を期限内に支払っている。</p> <p>また、令和5年3月15日（以下「本件申告期限」という。）までに本件確定申告書の提出はできていないが、本件納付情報データを送信できており、期限内申告書を提出する意思があったことは明らかであるから、請求人の本件確定申告書の提出について、通則法第66条第7項の規定が適用される。</p>	<p>でに行われたものである場合に該当しないことから、通則法第66条第7項に規定する期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合に該当せず、同項の規定の適用は認められない。</p>

4 当審判所の判断

(1) 争点1（期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か。）について

イ 法令解釈

通則法第66条に規定する無申告加算税は、納税者に期限後申告書を提出したという事実があれば、原則として、その納税者に課されるものであり、これによって当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的な不公平の実質的な是正を図るとともに、無申告による納税義務の違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。

このような無申告加算税の趣旨に照らせば、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」とは、期限内申告書が提出されなかつたことについて、例えば、災害、交通や通信の途絶等、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である。

ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 請求人のメッセージボックスには、令和5年3月4日を受付日とする納付区分番号通知や同年6月14日を受付日とする本件申告データの受信通知が格納されていたが、本件申告期限以前を受付日時とする令和4年分の所得税等の確定申告書に係る申告データの受信通知は格納されていなかった。

(ロ) 国税庁が使用する電子計算機に備えられた受付ファイルには、令和5年6月14日付で本件申告データを受け付けた記録があり、本件申告期限以前に請求人の令和4年分の所得税等の確定申告書に係る申告データを受け付けた記録は無かった。

(ハ) 令和5年2月15日から本件申告期限までの間に、e-Taxにおいて、利用者から送信された申告データが正常に受信されないといったシステム上の障害は生じていなかった。

ハ 検討

(イ) 納税者が、e-Taxにより申告データを送信した場合、上記1の(2)のニの規定により、当該申告データが受付ファイルに記録された時に確定申告書の提出があつたものとみなされる。

これを本件についてみると、上記1の(3)のイのとおり、申告データの送信が完了している場合、メッセージボックスに当該申告データについての受信通知が格納されるところ、上記ロの(イ)のとおり、請求人のメッセージボックスには、請求人が令和5年6月14日に送信した本件申告データに係る受信通知は格納されていたものの、本件申告期限以前においては、令和4年分の所得税等の確定申告書に係る申告データの受信通知は格納されていなかったこと、また、同(ロ)のとおり、国税庁が使用する電子計算機に備えられた受付ファイルには、本件申告期限以前に、請求人の令和4年分の所得税等の確定申告書に係る申告データを受け付けた記録は存在していないことからすれば、請求人は、本件申告期限以前において、令和4年分の所得税等の確定申告書に係る申告データを送信していなかったものと認められる。

すなわち、請求人は、本件申告期限までに令和4年分の所得税等の確定申告書を提出したとは認められず、また、上記1の(4)のロのとおり、本件申告期限後である令和5年6月14日に本件申告データを送信し、本件確定申告書を提出したものと認められることから、本件確定申告書は期限後申告書に該当し、請

求人には、単に期限後申告書を提出したという客観的な事実のみにより、原則として無申告加算税が課されることとなる。

(ロ) これに対し、請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のとおり、請求人の期限内申告書の提出がなかったのは、国税庁のシステムを活用して、令和4年分の所得税等の確定申告書に係る申告データを作成し、送信して、令和5年3月4日に当該申告データに係る納付が正常に完了したにもかかわらず、①当該申告データの送信が完了しておらず、②申告データの送信が完了していなくても納付できる仕組みとなっており、③納付が申告データや申告者にひもづいていないといったe-Taxのシステム上の不具合が原因であって、このことは、期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当する旨主張する。

(ハ) しかしながら、上記(ロ)の①の主張については、上記1の(3)のロ並びに上記ロの(イ)のメッセージボックスの格納状況及び同(ロ)の受付ファイルの記録状況からすれば、請求人が送信したと主張するデータは、本件納付情報データであって、令和4年分の所得税等の確定申告書に係る申告データではないことが認められ、請求人が本件申告期限までに令和4年分の所得税等の確定申告に係る申告データを送信していなかったものと認められることは上記(イ)のとおりであるから、請求人の主張に理由はない。

また、上記(ロ)の②及び③の主張については、上記1の(3)のロの(ロ)のとおり、電子納税サービスがe-Taxにより納付のみを行う利用者をも対象としていることを踏まえれば、e-Taxのシステム上の不具合とはいえないことは明らかである。

そして、上記ロの(ハ)のとおり、令和5年2月15日から本件申告期限までの間に、e-Taxのシステム上の障害が生じた客観的事情も認められないことも併せて考えれば、結局のところ、期限内申告書の提出がなかったのは、請求人が本件納付情報データの送信しか行っていなかったにもかかわらず、確定申告書の提出を完了したと誤って認識したという請求人の主観的な事情が原因であるといわざるを得ない。

(ニ) 以上のことからすると、期限内申告書の提出がなかったことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的事情があったとはいはず、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を賦課することが不

当又は酷になる場合に当たるとはいえないから、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」には該当せず、また、当審判所の調査によつても、ほかに同項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがつて、請求人の主張には理由がない。

(ホ) なお、請求人は、当審判所に対し、請求人が主張するe-Taxの不具合等の改善について意見、要望をするが、当審判所は、原処分庁の行った処分が違法又は不当なものであるか否かを判断する機関であるから、当該意見、要望は、当審判所の審理の限りではない。

(2) 争点2(請求人の本件確定申告書の提出について、通則法第66条第7項の規定が適用されるか否か。)について

イ 通則法第66条第7項の規定は、本来、無申告加算税は、上記(1)のイのとおり、納税者に期限後申告書を提出したという事実があれば、原則として、その納税者に課されるものであるが、無申告加算税の趣旨からすれば、期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合で、かつ、その法定申告期限後速やかに申告書が提出された場合にまで行政上の措置を課すことになれば、誠実な申告納税の意欲をそぐ結果ともなりかねないことから、その例外として、同条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当する場合とは別に、同条第7項に規定する一定の要件を満たす場合に限り、無申告加算税を課さないとするものである。

ロ これを本件についてみると、請求人は、上記1の(4)のロのとおり、令和5年6月14日に原処分庁からの問合せに応じて本件申告データを送信することにより本件確定申告書を提出したものであるから、当該提出は、通則法第66条第7項に規定する「法定申告期限から1月を経過する日までに行われたもの」に該当しないことは明らかである。

そうすると、本件確定申告書の提出は、通則法第66条第7項所定の要件を満たさないことから、同項の規定の適用は認められない。

ハ これに対し請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のとおり、本件確定申告書に係る納付すべき税額の全額を法定納期限までに納付しているし、本件納付情報データを送信できていることからすれば、期限内申告書を提出する意思があった

ことは明らかであるとして、請求人の本件確定申告書の提出に通則法第66条第7項の適用がある旨主張する。

しかしながら、本件確定申告書の提出は、通則法第66条第7項に規定する「法定申告期限から1月を経過する日までに行われたもの」に該当しないことは上記口のとおりであり、このことをもって通則法第66条第7項所定の要件を満たさないこととなるから、請求人が主張する事情は上記口の判断を左右するものではない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(3) 本件賦課決定処分の適法性について

上記(1)のハの(ニ)のとおり、期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法第66条第1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当せず、また、上記(2)のロのとおり、請求人の本件確定申告書の提出について、同条第7項の規定の適用は認められない。

そして、本件確定申告書の提出に係る無申告加算税の額について、その計算の基礎となる金額及び計算方法につき請求人は争わず、当審判所においても、請求人の本件確定申告書の提出に係る無申告加算税の額は、本件賦課決定処分における無申告加算税の額と同額であると認められる。

したがって、本件賦課決定処分は適法である。

(4) 結論

よって、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。